



ロマンは実を結ぶ

米子地方本部 出雲保線区分会

No.352

私たちは出雲保線区分会、出雲保線区、出雲松江管理室を含む業務に携わる40名が所属しています。2024年6月の会社の組織改正により、出雲保線区と浜田鉄道部が統合されましたが、組合組織はそのまま(出雲支部出雲保線区分会と石見支部浜田工務分会)としており、組合員同士の絆がより一層必要と感じています。

そこで、2024年10月12日に、2分会合同の球技大会を企画し、当日は程よい気温の中、体育館を1日借り切ってフットサル、バスケットボール、ドッジボールと3つの球技でスポーツの秋に汗を流しました。今年度入社した社会人採用の組合員も多く参加し、初めましての方もいましたが大いに盛り上がり、目的である親睦を深めることができました。

また、社会人採用の方で初めは組合加入を良く思わない方もいますが、「前の会社の組合とは違う」「組合に世の中の流れで私たちが取り巻く環境も大きく変化をしています。加入して良かった」という嬉しい言葉

と聞き、青女世代も沢山参加してくれ、青女のモットーである「仲間作り」の点からも良い企画となりました。球技大会の後は第二部ということで、カラカラの体にビールを流し込みながら、より一層親睦を深めることができました。

2分会合同の球技大会で親睦を深めた

仲間との絆を大切に分会活動を展開

「仲間との絆を大切に、JR西労組運動・分会活動の推進を図っていきなす」と思っています。(米子地本発)

JR西労組退職者協議会 第30回定期総会

退職者の地位向上を図り 豊かでゆとりある福祉社会を!



野会長は、能登半島地震への対応、政治活動、共済の取り組みなどについて挨拶をした。続いて、議事では、退職者協議会の機能強化と組織拡大、各種共済の加入促進の取り組み、日本退職者連合やJR連合退職者連絡会との連携について確認した。また、役員体制では、高野会長をはじめとする幹事会体制が確認された。

2024年度JR西労組退職者協議会幹事会役員

役職	氏名	所属地本・支部(選出地区)	再任・新任
会長	高野 富夫	大阪	再任
副会長	青谷 重利	大阪(アーバン地区)	再任
	濱井 正信	金沢(北陸地区)	再任
	増澤 直也	神戸(アーバン地区)	再任
	五升目輝明	広島(中国地区)	再任
	西村 一幸	福岡	再任
事務局長	里内 義次	京都	再任
事務局次長	川西恵太郎	中央本部(退職者協議会担当)	再任
幹事	丸岡 勝敏	京都	再任
	谷本 禮三	和歌山	再任
	須藤 悦夫	福知山	再任
	坪井 義範	岡山	再任
	赤井 堯	米子	再任
	古久保利彦	西バス	再任
	桐原 孝	中バス	新任
	廣田 秀夫	本社総支部	再任
会計監査	森本 治	大阪	再任
	横山 謙二	神戸	再任
顧問	竹内 義明	京都	元会長
	森 正暁	大阪	元中央本部委員長
〔退任された方〕			
幹事	海老原正浩	中バス	

重要なお案内

制度改定内容		
現行制度(～25年3月)		
死亡給付	契約者の死亡	70万円
	配偶者死亡	35万円
	子死亡	5万円
	死産	3万円
	親死亡	3万円
生存給付	障害1級	30万円
	障害2級	20万円
	障害3級	10万円
-	-	-
-	-	-
住宅災害	火災等	60万円
	風水害等	30万円
	地震等	15万円
	本人傷病1(入院4日以上休業20日以上)	2万円
傷病給付	本人傷病2(休業60日以上)	3万円
	本人傷病3(休業90日以上)	5万円
	配偶者傷病1(入院14日以上)	2万円
	配偶者傷病2(入院60日以上)	3万円
	子供傷病(入院14日以上)	2万円
結婚給付	結婚	5万円
結婚給付	結婚25年	2万円
出生給付	子の出生	3万円
入学給付	子の小学校入学	1万円
永年給付	共済契約年数25年	1.2万円
退職者給付	退職1(契約1年以上5年未満)	3,000円
	退職2(契約5年以上10年未満)	1.2万円
	退職3(契約10年以上)	2.4万円
介護休業給付	介護休業	5万円
寿給付	70歳に到達	1万円
月払掛金		1,000円
新制度(25年4月～)		
死亡給付	契約者の病等による死亡	100万円
	契約者の不慮の事故等による死亡	200万円
-	-	-
死亡弔慰金	親死亡	2万円
	不慮の事故等による重度障がい(注1)	200万円
重度障害共済金	病等による重度障がい(注1)	100万円
	不慮の事故等(注2)による障がい(注3)	4万円～90万円
災害入院共済金	不慮の事故による入院で1日目から最高180日分(日額)	1,000円
	病気による入院で1日目から最高180日分(日額)	1,000円
住宅災害	火災等	20万円
	風水害等	10万円
	地震等	3万円
	本人傷病1(入院4日以上休業20日以上)	2万円
傷病見舞金(注5)	休業14日以上	2万円
	休業30日以上	2万円
	休業90日以上	2万円
-	-	-
結婚給付	結婚	5万円
出生給付	子の出生	3万円
継続給付	継続30年	1.2万円
退職見舞金(注6)	退職(団体の所属期間が3年以上)	1万円
	-	-
-	-	-
月払掛金		1,000円

交運共済生協・総合共済をご利用のJR連合組合員の皆さま 総合共済は2025年4月1日、「JR連合総合共済」に制度改定します。

総合共済制度改定にあたってのQ&A

- Q** 掛金の支払方法を教えてください。
A 月払いの共済掛金を賃金控除でお支払いいただけます。
- Q** 制度改定に伴い、手続きは必要ですか？
A 原則手続き不要です。現行制度は2025年4月1日より新制度の「JR連合総合共済」に制度が改定されます。
- Q** 掛金は変わりますか？
A 掛金の変更はございませんが、一部の保障項目や共済金額等が変更されます。具体的な保障内容は左表をご確認ください。
- Q** 共済金の請求手続きについて教えてください。
A 所属の労働組合までお申し出ください。労働組合を通じて、必要書類および手続き方法をご案内いたします。
- Q** 退職後も引き続き加入できますか？
A 退職後に退職者連絡会等の退職者組織に所属される場合は、総合(慶中)共済の交運2型に移行(加入)いただくことで、満70歳を迎えた共済期間満了日まで保障を継続できます。ただし、退職後に退職者組織に所属されない場合には、保障の継続はできず退職をもって解約となります。また、共済金のご請求の際に、現行制度では休業した場合、公的証明書と所属労働組合の証明が必要でしたが、新制度では所属労働組合の証明のみ必要(公的証明書は不要)となります。
- Q** 共済金の請求に時効はありますか？
A 現行制度・新制度ともに、事由発生日から3年を経過した場合は時効となります。ご請求漏れのないようご注意ください。
- Q** 現行制度の傷病給付と新制度の傷病見舞金は主にどのような点が変わりますか？
A 現行制度の傷病給付は契約者・配偶者・子供の入院(契約者に限り休業を含む)が対象でしたが、新制度の傷病見舞金は契約者の休業のみ対象となります。また、新制度では契約者に限り入院共済金の保障がございます。また、共済金のご請求の際に、現行制度では休業した場合、公的証明書と所属労働組合の証明が必要でしたが、新制度では所属労働組合の証明のみ必要(公的証明書は不要)となります。

- Q** 新制度の死亡弔慰金(親の死亡)は実父母のみ対象ですか？
A 同居の有無に関わらず、契約者・配偶者それぞれの実父母・養父母・継父母の死亡について、死亡弔慰金(親の死亡)をお支払いいたします。対象者が異なる場合は、あらかじめ共済金をご請求いただけます。
- Q** 2025年4月1日の制度改定前後にまたがって休業している場合、どのように給付されますか？
A 2025年4月1日の制度改定前後にまたがって休業している場合の主な給付例は下記のとおりです。
(給付例①) ← 継続して14日休業 →
2025年3月31日まで10日間休業 / 2025年4月1日以降4日間休業 / 新制度から支払い(休業14日以上)
(給付例②) ← 継続して20日休業 →
2025年3月31日まで10日間休業 / 2025年4月1日以降10日間休業 / 新制度から支払い(休業14日以上)
※旧制度の休業20日以上共済金はご請求いただけません。
(給付例③) ← 継続して60日休業 →
2025年3月31日まで20日間休業 / 2025年4月1日以降40日間休業 / 現行制度から支払い(休業20日以上) / 新制度から支払い(休業30日以上)
※旧制度の休業60日以上共済金はご請求いただけません。
(給付例④) ← 継続して100日休業 →
2025年3月31日まで60日間休業 / 2025年4月1日以降40日間休業 / 現行制度から支払い(休業20日以上・60日以上) / 新制度から支払い(休業90日以上)
※旧制度の休業90日以上共済金はご請求いただけません。
※現行制度の本人・配偶者・子供傷病の入院については、2025年3月31日までに現行制度の支払い基準を満たしている場合、共済金の支払い対象となります。
- Q** 住宅災害に遭った場合の共済金の請求手続きについて教えてください。
A 所属の労働組合までお申し出ください。なお、こくみん共済coopの住まい共済にも加入されている方は、こくみん共済coop住宅損害受付センターでも受付が可能です。